

会 則

早商振興会

令和5年12月6日

第一章 総 則

目 的

第1条 地区内の小売、サービス業者が親睦と団結し内には総合的改善を図り、外には 商圏の維持と拡張に努め地域経済の健全な発展に寄与する。

地 区

第2条 つくぼ商工会の地区に準ずる。

事 務 局

第3条 つくぼ商工会（岡山県都窪郡早島町早島 4156）内に置く。

規 約

第4条 本会則の外、会の運営に必要な事項は総会の議決で規約する。

第二章 事 業

第5条 会は目的達成の為事業を行う。

第6条 会の意見を公表し商工会及び行政庁等に具申する。

第三章 会 員

資 格

第7条 本会員は、つくぼ商工会地区内に事業所を持つ小売、サービス業者とする。又役員会の承認を経た時は、隣接地区の準会員を認めるも議決権及び選挙権は留保する。

第8条 加入金及び年額会費を完納した者。

加 入

第9条 加入の諾否は役員会が決定し、再加入は新加入の手続きに依るも正当なる事由ある時、加入金は免除できる。

議決権及び選挙権

第10条 本会員は、事前通知事項につき記名捺印した書面又は家族代理人を以って行使出来る。

第11条 代理人は経営者家族の代理以外は認めない。

会 費

第12条 会費及び払込方法は総会の議決を経て別に定める。

第13条 所定の納期に完納を要する。

会員権の停止

第14条 会費滞納 6 ヶ月以上に及ぶ会員、又は会員義務を怠った会員に対し総会の議決を経て会員権の一部又は全部の行使を停止出来る。但し本人の申出であれば弁明の機会が与えられる。

脱 退

第15条 会員は 60 日前迄に会長へ予告し書面をもって事業年度末で脱退できる。

第16条 会員は次の場合脱退する。

- (1) 会費滞納 1 年以上又は会員資格喪失
- (2) 死亡又は解散

第四章 役 員

第17条 会には 7 人以上の役員を置く。但し、15 人以内とする。（役員は本会員又は本会員たる法人の役員たること）役員中より、会長 1 人 副会長 1 人 会計 1 人（以上執行役員）監事 2 人就任のこと。

任 免

第18条 役員、監事は総会にて任免され、執行役員は役員会にて任免される。

任 期

第19条 役員任期は 2 年とする。

- (1) 任期の満了又は辞任に依って退任した役員は、後任者が就任する迄職務を行う。
- (2) 補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。

職 務

第20条 会長は、会を代表し業務を総理する。また副会長は会長を補佐し、会長の事故又は欠員ある時は会

長の定める順位で代理又は職務を行う。

第21条 役員は正副会長を補佐し正副会長に事故又は欠員ある時は代行者を互選して会を運営する。

第22条 監事は会の業務及び会計を監査し、其の結果を総会に報告し又勧告出来る。

第23条 其の他役員職務上の事は、つくば商工会定款条項を参考に適用する。

代表権の制限

第24条 会と会長の利益が相反する事項には、監事が会を代表する。

報酬

第25条 原則的には無報酬なるも業務遂行上の実費、手当等は役員会の承認を経て事業年度末に支払うも其の額は当事業年度の剰余金額を限度とする。

第五章 総会及び役員会

第1節 総会

招集

第26条 総会は通常及び臨時の2種とし会長が招集する。

(1) 通常総会は毎年、期末後3ヶ月以内に開催する。

(2) 臨時総会開催には役員会の同意を要する。

(3) 招集通知は会期の1週間前迄に目的、日時、場所を明記した文書で行う。

(4) 小數会員に依る招集請求方法は、つくば商工会定款条項を準用する。

第27条 次の事項は総会の議決を要する。

イ、会則、規約の設定及び変更。

ロ、事業計画及び収支予算の決定又は変更。

ハ、緊急事項は役員会で施行し総会で追認手続のこと。

議事

第28条 総会の定足数は総本会員数の1/2以上とする。

(1) 会則変更事前通知なき事項の議決は特別議決とし通常議決は出席本会員の過半数で可否同数の時は議長が決する。

(2) 議長選出は出席本会員の互選を原則とする。

(3) 特別議決には出席本会員数の2/3以上の同意を要する。

(4) 議決に利害関係ある会員は同席出来ない。

(5) 前項の会員は決議事項の出席定足数に算入せず。

議事録

第29条 会長は議事の要領と結果を記した議事録を作成し、翌年度又は臨事総会後の第1回役員会に報告を行い確認を求めること。

第2節 役員会

第30条 役員会は正副会長及び役員全員で組織する。

(1) 会の招集は会長が行い議長となる。

(2) 会の招集には正確な通知を要す。

(3) 正副会長に事故又は欠員ある時は会則第20・21条に依り運営する。

決議事項

第31条 本会則で定めるものの外、次の事項は議決を要する。

イ、総会提案事項。

ロ、業務執行に関する重要事項。

議事

第32条 総会に関する会則第28条を準用する。(但し2項は除く)

(1) 議事録は会長が作成し次回役員会で確認する。

第六章 管理

第33条 会長は会則及び総会提出書類並に議事録等を保管し会計係は会計書類及び領収書等を保管する。

第34条 会長は通常総会日の1週間前迄に収支決算書等総会提出書類を監事に提出し監事は通常総会日の前日迄に意見の申入れが出来る。

第35条 小数意見尊重の為、役員又は総本会員の1/10以上の同意書を得た本会員は執行役員より書類の閲覧及び報告を随時求める事が出来る。執行役員は正当な理由のない限りこれを拒む事は出来ない。

第七章 会 計

事業年度

第36条 事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終る。

会 計

第37条 本会で行なう事業ごとに清算を行う。

第八章 解散及び清算

解 散

第38条 本会は次の場合に解散す。

イ、総会の解散決議。

ロ、会計の破産又は確定性が予見された時。(役員会は総会議案へ資料報告のこと)

清 算

第39条 総会で解散決議し債権債務ある時は清算人を選任し、3ヶ月以内に清算に着手のこと。

第40条 会の解散後でも総会の議決を得た時は、債務返済の為に会費を徴収出来る。

第41条 残余財産は、つくば商工会に帰属出来る。

附 則

1. 会長は諮問委員として役員及び退任役員中より相談役を任免する事が出来る。
2. 事業は役員会の決議を経て各種小委員会を設けて運営することが出来る。
3. 事業は必要に応じ役員会の決議を経て規約を設けることが出来る。ただし本会則から逸脱しないこと。

会費及び加入金徴収規約

1. 会費は通常会費及び特別会費とする。
2. 通常会費は均等割で全会員より定期徴収する。
3. 通常会費及び加入金は、毎年役員会で定める。
4. 特別会費は特定事業を行う場合、役員会の議決にて関係会員よりその都度、事業の独立採算を算定基準として徴収する。

この会則は、平成22年11月21日より施行する

この会則は、平成24年12月9日より施行する

この会則は、令和元年12月15日より施行する

この会則は、令和4年12月18日より施行する

この会則は、令和5年12月6日より施行する

この会則は早商振興会の会則と相違ないことを証明します。

早商振興会会長 綱島浩仁

令和5年12月6日総会にて下記役員及び監事を承認

役員（商店）

BARBAR's K
坪井石材店
花みづき

大森サイクルセンター
デンキのヒラオカ
佐藤写真館

お酒のつなしま
ふじた花店

小池菓子舗
円広満貨

以上 10 軒

執行部（令和5年12月6日 理事会にて）

会	長	綱島	浩仁	都窪郡早島町前潟 25
副	会	長	安原	義博 都窪郡早島町早島 1988-1
会	計	小寺	義英	都窪郡早島町前潟 236-1

以上 執行部を承認

幹事（令和4年12月18日総会にて）

ふじた花店 大森サイクルセンター

監	事	大森	和之	都窪郡早島町早島 2320-1
監	事	藤田	照美	都窪郡早島町早島 1269

以上 執行部を承認